

## 1 事業内容・目的

新製品開発等のための資金調達や販路開拓等を図るため、クラウドファンディングを活用した荒川区内の中小企業者に対して、クラウドファンディング運営事業者に支払う手数料の一部を補助することにより、新製品開発等を促進し、区内産業の活性化を目的とするものです。

## 2 補助対象者

次の全ての要件に該当する場合が対象となります。

- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者で区内に本社又は主たる事務所を有する者
- 申告の完了した直近の事業年度分法人都民税又は前年度分個人住民税を滞納していない者
- 大企業（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の事業を営む者をいう。）が経営に実質的に参画しない企業等
- 荒川区暴力団排除条例（平成24年荒川区条例第2号）第2条第3号に規定する者が経営に関与しない企業等
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営まない企業等
- 本補助金の交付を当該年度に受けていないこと
- 個人事業主で代表者が区外在住の場合は、荒川区に令和6年度の事業所得課税を完納していること

## 3 補助対象事業

新製品開発や販路開拓等を目的として、以下のクラウドファンディングサイトを通じた資金調達を行った際に、クラウドファンディング運営事業者に支払った手数料の一部を補助します。

〔クラウドファンディングサイト及び運営事業者〕

- CAMPFIRE（株式会社CAMPFIRE）
- Creema SPRINGS（株式会社クリーム）
- GREENFUNDING（株式会社ワンモア）
- Kibidango（きびだんご株式会社）
- Makuake（株式会社マクアケ）
- MOTIONGALLERY（株式会社MotionGallery）
- ※ 寄附型及び購入型が対象です。
- ※ 成功時報酬型（All or Nothing）及び実施確約報酬型（All in）とも対象です。
- ※ 上記クラウドファンディングサイトは、東京都が実施するクラウドファンディングを活用した資金調達支援事業（以下「東京都事業」）において、取扱事業者として選定されているクラウドファンディング運営事業者が開設するサイトです。東京都事業において、取扱事業者が変更になった場合、変更後の取扱事業者が開設するサイトを通じて行った資金調達を補助対象事業とします。

## 4 補助対象経費

- クラウドファンディング運営事業者に支払った資金調達成立時の手数料
- プロジェクトを周知するための印刷物制作委託費
- プロジェクトを周知するための広告宣伝費
- プロジェクト掲載ページの制作委託費
- ※ 区以外の公的機関等から補助金の交付を受けるときは、その金額を控除した額です。
- ※ 消費税及び地方消費税は対象外です。

## 5 補助内容

原則、補助率及び補助限度額は以下のとおりです。

なお、一定の条件を満たすことにより、補助率等がアップする特例があります。

- 補助率 手数料の2分の1
- 限度額 20万円

### 【特例】

区が行う新製品・新技術大賞若しくはビジネスプランコンテストにおいて賞を受けた又はモノづくりブランド「ara!kawa」に認定された商品等でクラウドファンディングを実施した場合の補助率及び補助限度額は以下のとおりです。

- 補助率 手数料の3分の2
- 限度額 30万円

※ 補助金額は、千円未満の端数を切り捨てます。

※ 特例枠の利用は、区が行う新製品・新技術大賞のいずれかの賞若しくはモノづくりブランド「ara!kawa」認定を受けた商品等の場合は、受賞若しくは認定の会計年度又は翌会計年度のいずれか1度に限るものとし、荒川区ビジネスプランコンテストでいずれかの賞を受けた事業等の場合は、受賞した会計年度から翌々会計年度までの間で、1度に限るものとし、

## 6 申請方法

次の申請書類を全てのリターンが完了した日から起算して3月以内に、3ページの「10 交付申請等の受付相談窓口」へ持参又は郵送してください。

- クラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）
- クラウドファンディング実績説明書（別記第1号様式（別紙））
- 企画の公開に際し、クラウドファンディング運営事業者と締結した契約書等の写し
- 企画が公開されているウェブサイトの画面をプリントアウトしたもの
- 補助対象経費の支払が確認できる書類
- 補助対象経費に係る発注内容の仕様及び成果物を確認できる書類
- リターンを提供したことを確認できる書類
- 区内に本社等を有することを確認できる書類（法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業主の場合は開業届）
- 申告の完了した直近の事業年度分法人都民税又は前年度分個人住民税の納税が確認できる書類（領収書、納税証明書、非課税証明書等）
- 新製品・新技術大賞若しくはビジネスプランコンテストで賞を受けた又はモノづくりブランド「ara!kawa」に認定された商品等であることが確認できる書類【特例による補助率等のアップを希望する場合】

## 7 交付決定等

申請書類の正式受理後、ご提出いただいた書類に基づき、補助金の交付決定及び補助金額確定の可否を決定します。補助金の交付及び確定が決定された申請者には、クラウドファンディング活用支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）を郵送します。その後、申請者からの請求書（別記第4号様式）に基づき、補助金をご指定の口座に振り込みます。

※ 上記の別記第4号様式は、補助金額が確定した申請者に、補助金交付決定通知書兼確定通知書と併せてお渡します。

## 8 補助金の交付決定の取り消し及び返還

不正の手段により補助金の交付を受けた場合や調達した資金を当初の企画どおりの用途に使用せず、他の用途に流用した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この際、既に交付済の補助金については、原則として違約金等を加算の上、期限を定めて返還していただきますので、十分にご注意ください。

## 9 その他

- 申請等書類に押印する代表者印（認印、社判不可）は統一してください。
- 申請等に要する経費（書類の作成、提出に要する経費）は全て申請者の負担となりますので、予めご了承ください。
- 資金調達及び提供などに関する問題が発生した場合は、当事者間の自己責任によるものです。荒川区は一切関知しませんので、十分にご注意ください。

## 10 交付申請等の受付相談窓口

提出書類や手続について不明な点につきましては、受付相談窓口へお気軽にお問い合わせください。

### 【受付相談窓口】

荒川区 産業経済部 経営支援課 産業活性化係

（クラウドファンディング活用支援事業補助金担当）

〒116-8501 東京都荒川区荒川 2-2-3

電話：03-3802-3111(内線 458) FAX：03-3803-2333

E-mail：sogyoitschien@city.arakawa.lg.jp